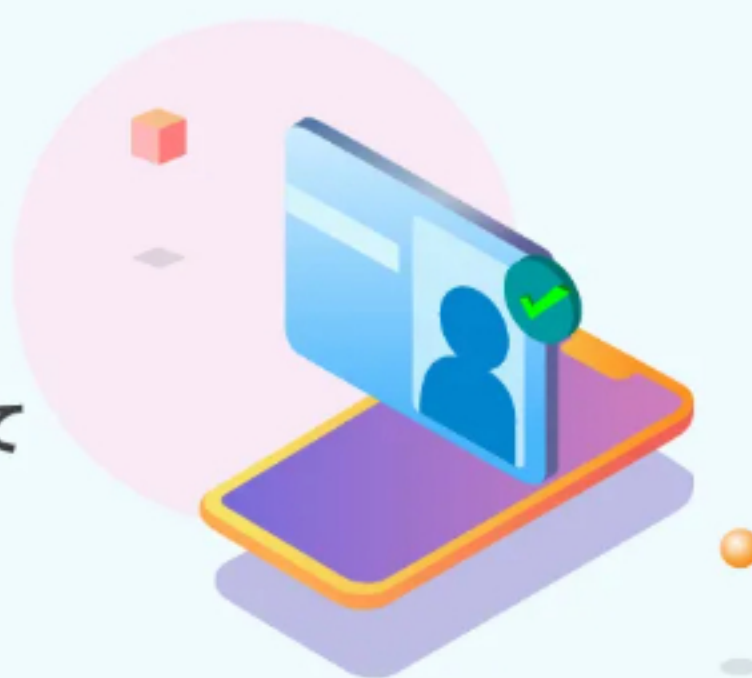


マイナ免許証での レンタカーご利用について



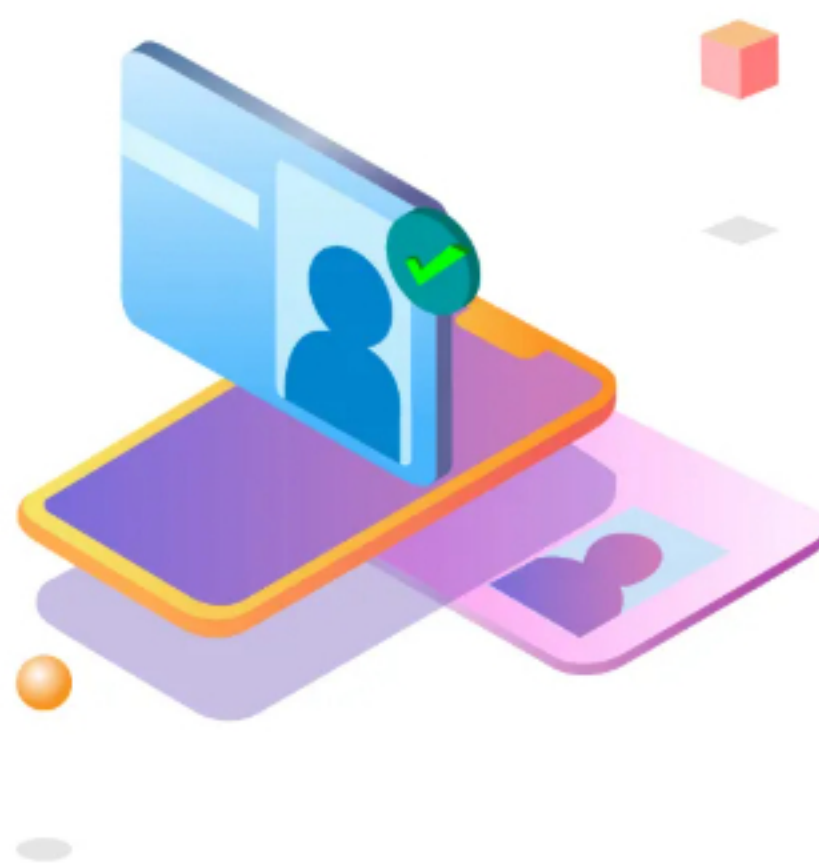
マイナ免許証でレンタカーをご利用されるお客様へ

令和4年の道路交通法改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が制度化され、令和7年3月24日（月）から全国で運用が開始されます。日産レンタカーではマイナ免許証でレンタカーをご利用いただけますが、以下の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

STEP01 ご予約時

カウンター手続きをご利用のお客様

- ご来店までに、お客様の端末（スマートフォンやパソコン）で、マイナンバーカードから運転免許証情報が読み込めることをご確認ください。
- お客様での運転免許証情報の読み込みは、「マイナ免許証読み取りアプリ」を用いてご確認ください。
[【マイナ免許証読み取りアプリ】](#)
- 運転免許証情報がご確認いただけない場合は、従来の運転免許証をご用意ください。



セルフチェックインまたはセルフライドゴー/e-シェアモビをご希望のお客様

- 事前に「マイナ免許証読み取りアプリ」にて保存した運転免許証画像のご提出をお願いします。
- 運転免許証画像を、「日産レンタカーアプリ」で提出してください。

STEP02 ご来店時

カウンター手続きをご利用のお客様

- 店舗の端末にてお客様のマイナンバーカードの読み込みをさせていただきます。マイナ免許証をご利用されるお客様は、マイナンバーカードを忘れずにお持ちください。
- 店舗にてマイナ免許証の読み取りができない場合、お客様のスマートフォンにて読み取りをお願いする場合がございます。
- 万が一、ご来店当日に、運転免許証情報が確認できない場合は、レンタカーをご利用いただけませんので、予めご了承ください。



セルフチェックインまたはセルフライドゴー/e-シェアモビをご希望のお客様

- STEP1で運転免許証画像をご提出いただくと、店頭でのマイナ免許証の読み込みは不要です。